

高齢者の方に対する障害者控除と医療費控除（おむつ代）について

確定申告や町県民税申告の際に認められる所得控除のうち、障害者控除と医療費控除（おむつ代にかかるもの）についてお知らせします。

●障害者控除について（対象の方全員に認定書を送付します）

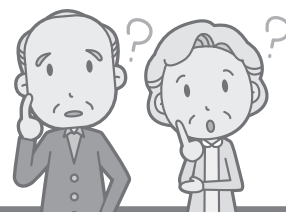
障害者手帳をお持ちでない方でも町長の認定により発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告書等に添付することにより、障害者控除が受けられる場合があります。下記対象の方に1月中旬頃、認定書を送付いたします。（対象年の12月31日までに亡くなられた方にも送付いたします。）また、確定申告をされない方は、この書類は必要ありません。

《基準日》

対象年の12月31日（ただし、対象年の途中で死亡した場合は死亡の日）

《対象者》

- ①基準日において、要介護1～5の認定を受けている65歳以上の方
- ②以下の条件に当てはまる方



認 定 内 容		認 定 基 準※
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	要介護認定情報に記載の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a またはⅡ b であること。
	身体障害者（3級～6級）に準ずる	要介護認定情報に記載の障害高齢者の日常生活自立度がA 1 またはA 2 であること。
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる	要介護認定情報に記載の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a、Ⅲ b、Ⅳ またはM であること。
	身体障害者（1級～2級）に準ずる	要介護認定情報に記載の障害高齢者の日常生活自立度がB 1、B 2、C 1 またはC 2 であること。
	ねたきり老人	※以下の（1）～（3）をすべて満たす場合に該当するものである。 （1）要介護認定情報に記載の障害高齢者の日常生活自立度がB 1、B 2、C 1 またはC 2 であること。 （2）要介護度が4 または5 であること。 （3）申請書の受理日から起算しておおむね6 ヶ月程度以上、（1）または（2）の状態であること。

※認定基準にある、認知症高齢者と障害者高齢者の日常生活自立度は、介護保険法に基づく要介護認定情報をもとに確認します。

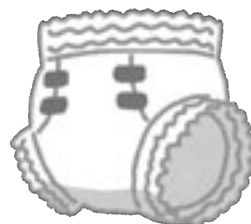
※すでに障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方は、その手帳を提示することにより控除が受けられます。

●おむつ代に係る医療費控除について（申請が必要です）

おむつ代の医療費控除を受けるには医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、要介護認定を受けている方で下記の条件に該当される方は、申請をしていただくと証明書を発行します。確定申告書等に添付することにより、医療費控除が受けられる場合があります。

《対象者》

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2回目以降の方
※1回目の方は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要
- ②要介護認定に係る主治医意見書において「寝たきり状態かつ尿失禁の発生の可能性がある」と記載されている方



《申請場所》 保険福祉課

《申請に必要なもの》 対象者及び申請者の印鑑

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659